

平成二十一年第八回垂井町議会臨時会

平成二十一年十一月二十七日（金曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理
二	番	吉	誠
三	番	木	秋
四	番	栗	利
五	番	奥	文
六	番	村	典
七	番	末	政
八	番	岩	崎
九	番	丹	羽
十	番	小	林
十一	番	丹	羽
十二	番	衣	斐
十三	番	衣	斐
欠席議員	なし		

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川
副	町	西	哲
副	町	西	哲
総	務	若	山
企	画	桐	山
調	整	山	浩
課	長	山	浩
長		山	浩

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎
健	康	福	祉	課	長
住	民	課	長	小	川
建	設	課	長	永	澤
産	業	課	長	高	木
下	水	道	課	長	三
会	計	管	理	者	兼
会	計	課	長	小	藪
消	防	主	任	山	田
水	道	課	長	古	山
教	育	課	長	渡	辺
学	校	教	育	課	長
生	涯	学	習	課	長
事	務	局	長	高	木
書	記			久	保
書	記			田	陽
書	記			三	木
				弘	子

四 議事日程

平成二十一年第八回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十一年十一月二十七日（金）

午前九時

日程第一 議第六十八号 垂井町常勤の特別職員員の給与に関する

る条例の一部改正について

日程第二 議第六十九号 垂井町職員の給与に関する条例の一部
改正について

日程第三 議第七十号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予
算(第五号)

五 本日の会議に付した事件

日程第一から日程第三まで

追加日程 議会議案第二号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁
償等に関する条例の一部改正につい
て

六 会議の次第

議長(衣斐弘修君) これより平成二十一年第八回垂井町議会議
時を开会し、直ちに本日の会議を開きます。(午前九時一分)

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定しまし
た。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、
一番藤埴理君、二番吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして
ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第六十八号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関す
る条例の一部改正について

議長(衣斐弘修君) 日程第一、議第六十八号垂井町常勤の特別
職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたしま
す。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) おはようございます。

それでは、議第六十八号垂井町常勤の特別職職員の給与に関す
る条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職職員の給与改定に伴い、期
末手当の支給割合を改定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、
十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上
げます。

議長(衣斐弘修君) 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長(若山隆史君) ただいま上程されました議第六十八号
垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、
補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、去る八月十一日に平成二十一
年人事院勧告がなされました。その国の取り扱いに準じまして、
期末手当の支給割合を引き下げるもので、支給基準日の十二月一
日までに条例改正を公布する必要があります。このたび、次の

日程でお願いいたします議案ともどもに提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の改正は、六月期の期末手当支給割合の引き下げを五月二十八日の臨時会において暫定的に附則にて改正をさせていただいた方法とは異にいたしまして、本則を改正するものでございます。お手元に条項別の新旧対照表が配付されてございますので、御参照をいただきたいと思います。

それでは、改正する条例の本文に入らせていただきます。

垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、第五条第二項中とございます。これは、期末手当の支給割合のうち、六月支給から始めますけれども、六月支給において「百分の二百十二・五」となっているものを「百分の百九十五」に、百分の十七・五を減じるもの。

続きまして、十二月支給において「百分の二百三十二・五」となっていますものを「百分の二百二十」に、百分の十二・五を減じるものとございます。

附則をごらんいただきますと、この条例は、平成二十一年十一月一日から施行するものとございますけれども、ただし書きで、改正の条文中の六月支給分でございます。「百分の二百十二・五」を「百分の百九十五」改める部分につきましては、平成二十二年四月一日から施行するところでございます。

よろしく願いをいたしたいと思えますけれども、この引き下げによりまして二十万円弱の関係する予算を減じることが可能というようなことでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り

ますよう、お願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六十八号垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二 議第六十九号 垂井町職員の給与に関する条例の一部

改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第六十九号垂井町職員の給与

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） それでは、議第六十九号垂井町職員の給与

に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。
今回の改正につきましては、国に準じて給料、住居手当、期末手当及び勤勉手当を改定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第六十九号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきますと思います。

今回の改正は、六十八号でも申しましたが、去る八月十一日の人事院勧告によります国家公務員の平成二十一年給与改定に伴いまして、国の対応に準じて垂井町職員の給与の改定を行うものがございます。

改正ポイントは大きく三点ございまして、一点目は、民間給与との格差を考慮しまして、俸給月額を若年層、給料表の一部を除いて平均〇・二%引き下げのものといたします。ポイント二点目は、自宅に係りません住居手当でございますが、月額二千五百円を最大五年間支給する制度の廃止でございます。ポイント三点目は、民間の支給割合に見合いますよう、期末・勤勉手当の引き下げを行うものがございます。

これが大きなポイントでございますけれども、そのほか附則にて、この十二月期の期末手の額から一定の計算で算出されます調整額をこの十二月期末手当から引き去る旨の規定もいたしてある

ところでございます。

それでは本文に入ります前に、お手元に配付してございます新旧対照表を御参照いただきたいと存じます。

この改正条例は、施行日を変えて設定するために、大きく第一条と第二条から構成されております。

それでは、第一条の垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという部分から入ってまいりたいと思っております。

その次に示してございます、第一条の次でございます。「第十条の二第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め」から始まりまして、五行目の上、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする」という部分でございます。これがポイント二で申しました自宅に係る住居手当の部分でございます。新築または購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で、世帯主である者に対して月額二千五百円を支給して、最大五年を経過していないということで、五年までということになるわけでございますけれども、この住居手当を廃止いたすものがございます。それに伴いまして、新旧対照表をごらんいただきますと、住居手当の部分、第十一条の二でございますが、次をめぐっていただきますと二ページでございます。下側の二号に掲げている、いわゆる線が引いてある部分につきましては、全文削除でございます。したがって、三号に記載されている部分を二号に改めると。

二項につきましては、そのことによりますそれぞれの整理でございます。条文内の整理でございます。

それから、下側の二項第二号を見ていただきますと、「前項第

二号に掲げる職員「二千五百円」とある部分を全文削除いたすものでございます。三号につきましては、その削除した部分についてのそれぞれの条文を見直すというものでございます。

次でございますけれども、条例本文の方に入りますが、第十九条第二項中とございますのは、これは期末手当の規定をいたしたものでございますが、その中の「百分の百六十」を「百分の百五十」に改めるということで、百分の十を減じるものでございます。

続きまして、同条第三項中とありますのは、再任用職員の期末手当の率でございます。したがって、この「百分の百六十」を「百分の百五十」に、といえますのは、いわゆる正規職員の部分を言っておりますけれども、その部分を「百分の八十五」を「百分の八十」に改めると。したがって、再任用職員に関しては「百分の八十」になるということでございます。

続きまして、第二十条第二項第一号中というのは、勤勉手当でございます。その中の「百分の七十五」を「百分の七十」に改めるということでございます。

続きまして、別表第一を次のように改めるということで、おめくりをいただきますと、二ページにわたって給料表がございますけれども、国家公務員の十級制のうち、私どもは七級制を採用いたしております。こういった形にそれぞれの号給が変更されるわけでございますけれども、後ほど出てきますけれども、あらかじめここで申し上げます。給料表の一級、二級、三級という部分がございますけれども、そのうちで一部分が減額しない、いわゆる若年層ということで、それ以外の号給でもって調整していくというものでございます。

めくっていただきまして、後ろから二ページの左側でございます。第二条という部分が出てまいります。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、これが先ほど申しました、大きく第一条と第二条に分けてある第二条分でございます。この文の中に第十九条第二項中と書いてございますのは、六月期に支給する期末手当の率でございます。ここで「百分の百四十」を「百分の百二十五」に改めるということで、百分の十五を減じるものでございます。これは、さきの五月二十八日の臨時会では、本文をなぶらずに附則で対応させていただきました。したがって、今回本文を改正させていただくものでございます。

続いて、同条第三項中というのは再任用職員の規定の部分でございますが、「百分の百四十」を「百分の百二十五」というのは、正職員の率の部分の次の「百分の七十五」を「百分の六十五」に、それから「百分の八十」を「百分の八十五」に改めるということでございます。これが再任用職員の部分でございます。

続きまして、第二十条第二項第二号中という部分は、こちらが再任用職員の勤勉手当の部分でございます。「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十」を削るということで、最終的に百分の三十五という数字が残ります。これは六月期も十二月期もともにこの百分の三十五にするというものでございます。

続きまして附則でございます。

一項では施行期日を定めておりますが、この条例は、平成二十一年十二月一日から施行するというふうに定めておりますが、た

だし書きで、第二条についてでございます。この規定は、平成二十二年四月一日から施行すると。したがって、六月期の関係する部分につきましては、来年の四月一日から施行するというふうに規定したものでございます。

続きまして第二項でございます。平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、これが先ほども申しました調整額の関係でございます。平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の垂井町職員の給与に関する条例第十九条第二項、これは期末手当の部分を示しておりますけれども、ここの額から、次に一号から言っておりますけれども、その一号の中に規定いたしております額、算定手法によりまして、これを調整額という形でこの期末手当から減じるという部分でございます。

一号を見ていただきますと、これは括弧、括弧という形です。つと続きますけれども、一号、平成二十一年四月一日　めくつていただきますと中ほど飛びます　において減額改定対象職員、この減額改定対象職員は、先ほど給料表で説明いたしました一級、二級、三級の給料表の区分の中で左側に枠内に定めております号給、一級に関しては一号給から五十六号給まで、それから二級では一号給から二十四号給まで、三級では一号給から八号給まで、これを減額改定対象外とするというものでございますが、減額改定対象職員以外の職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、垂井町は現在はないのでございますが、それから扶養手当、住居手当及び単身赴任手当、単身赴任手当も現在ございません。この月額合計額に百分の〇・二四を乗じ

て得た額に、同月からですので、四月から施行日の属する月の前月までの月数、したがって、十二月が施行日になりますので、その前月十一月までの四月から十一月までの八カ月分を掛け合わせて得た、いわゆる調整額を期末手当から引き去るというものでございます。これは百分の〇・二四でございますので、十万円ですと二百四十円というふうな、一月分ですね。十万円、二十万円、三十万円、四十万円と給与があるわけでございますけれども、そういう規模でございます。こういった調整額を引き去ると。

それから二号では、枠の次ですね。二号、平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額。これは六月に支給された期末・勤勉手当、こちらからも百分の〇・二四を引きますよというものでございます。大体この合計額が百万円と仮にいたしますと、〇・二四ですと二千四百円余りという形になります。

次の最終ページでございますけれども、三項として、町の規則への委任ということになります。前項の定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、町の規則で定めるということで附則を構成いたしております。

ちなみに、今回の減額をいたした財政的な関係でございますけれども、一般職員、教育長さんも含まれますけれども、一千万円強の減額になる状況でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君）　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「挙手する者あり」

十二番広瀬康君。

「広瀬康君登壇」

十二番（広瀬康君） 五月の議会のときに、暫定的に引き下げられたあの案にも私は反対をしたんですけれども、人事院勧告だからといって、人事院勧告は国家公務員の争議権を剥奪して、その剥奪という言葉は私の思いですから、一般的にはあれかもわかりませんが、結局人事院に何もかも任せるということになるわけですね。でも、諸外国ではそういうことはありません。必ず団体交渉権があるし、争議権もある。そういうのが何十年も続いているわけですね、日本の場合。そういう中で、人事院が民間のそれに大体類似したところ、調査した結果を出したわけですね。でも、結局今度の公務員への引き下げの問題は、この不況期に何を言っておるんやという言い方をするわけですね。でも、不況を引き起こしたのはだれか。全部ではないですけども、大企業の、根本的にはアメリカのサブプライムローンから始まるんですけども、しかし、いわゆる値下げをしていく方向の中に、日本人的かもわかりませんが、うらやましがるというのか、そういう関係があつて、どうしても何でおれんたばかり下げないかんのかということ、あるいはまた、おれらだけがこんな窮屈な目をせないかんのかと、公務員はいい目をしておるやないかと、そういう考え方が基本に

あるわけですね。この考え方というのは、僕はヨーロッパに言えば全くお粗末な思考なんです。働く者が、給与がべらぼうな格差があつてはいけませんけれども、少なくとも、ずうっと今まで行われてきた公務員の給与の問題は決して不当ではありません。ですから、むしろ引き下げて、特に大企業はそうなんですけど、派遣法を強引に通して、勝手のいいときに使い、勝手の悪いときには切り捨てるというやり方をしてきた、この全体の流れに乗って人事院もまたいくという、この基本的な考え方が私は間違つておると思うんですね。

ですから、今総務課長からする説明がありました。本当にややこしい改定で、皆さん、わかりましたか、わからへんでしよう、ほとんど。そういう中で、わずかばかりかもわからんけれども減額していくということ。だけど、一番最後にもおっしゃられましたけれども、大体一般職の切り下げで一千万円の減額になるということなんです。大きなものなんです。それは、同時に景気を刺激するどころか冷やすという逆効果もあるわけですね。ですから、こういうやり方に私は賛成できません。したがって、人事院勧告そのものについて疑議がありますから、五月と同じように反対をしたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

これをもつて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第六十九号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につい

ては、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第七十号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算
(第五号)

議長(衣斐弘修君) 日程第三、議第七十号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第七十号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第五号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は二千八十九万五千円の追加で、予算総額は八十四億四千七百五十万三千円となります。

補正いたしますものは、総務費では過年度分国・県返還金の増額措置をいたしました。

衛生費では新型インフルエンザワクチン接種費用助成金の増額措置をお願いするものであります。

財源につきましては、国県支出金及び繰越金より収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさしますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

げます。

議長(衣斐弘修君) 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長(若山隆史君) ただいま上程されました議第七十号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第五号)の補足説明をさせていただきます。

まず、表紙でございます。こちらの第一条をごらんいただきますと、ただいま町長が申しましたとおり、歳入歳出それぞれ二千八十九万五千円を追加いたし、総額を歳入歳出それぞれ八十四億四千七百五十万三千円といたすものでございます。

第二項では、この歳入歳出予算の内容でございますが、おめくりをいただきますと一ページに歳入、また次の二ページ目に歳出をお示しいたしております。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、この議案書の一番最後の六ページを見ていただきます。歳出から内容説明に入らせていただきたいと思っております。

款二総務費、項一総務管理費、目十諸費でございます。こちら補正額千八十八万千円をお願いして、八千五百七十九万四千円といたすものでございますが、節二十三償還金、利子及び割引料でございますが、こちらは過年度分の国・県返還金でございます。

見込み額が一千百三十八万一千円に対して既決を五十万円いただいております。差し引き一千八十八万一千円をお願いするものでございますが、こちらの内容でございますが、福祉医療費の助成事業の補助金の過年度分確定精算によるものでございます。福祉医療費、いろいろございます。重度心身障害者、あるいは乳幼児

医療、それから父子家庭、母子家庭等でございます。こういった福祉医療関係の精算確定ということで、このたび返還する手続が十二月四日までに必要だという通知が参っておりますので、今臨時会をお願いして補正をいたすものでございます。

続きまして款四衛生費、項一保健衛生費、目六保健センター費でございます。一千一万四千円をお願いして、一億八千五百三十五万六千円といたすものでございます。こちらは節二十扶助費で一千一万四千円でございますが、新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成金でございます。この中身は生活保護世帯、あるいは住民税非課税世帯のうちで、優先接種者に対して、国・県の補助金を得まして接種費用の全額を助成するというものでございます。優先接種者につきましては、妊婦さん、あるいは基礎疾患を有していらっしゃる方、一歳から小学校三年生までの方、一歳未満の乳幼児の保護者と、小学校四年生から六年生などでございますが、こちらの方に、一回目ですと三千六百円のワクチン代です。二回目もあわせて行われますと、二回目が二千五百五十円かかります。あわせて二回接種されますと六千五百五十円、一回だけですと三千六百円という形の全額です。生活保護世帯につきましては、この十月末で算定をいたしたものでございますが、五十九人いらっしゃいますけれども、そのうち三十九人、住民税非課税世帯の人員に関しては三千百二十八人中千八百八十八人が該当するということ見込みでございます。それぞれ算定をいたしまして、こちらに関しましては国の補助金が参ります。総額の二分の一です。それから県の補助金が四分の一です。町持ち出しは四分の一ということですので。

戻りまして、予算書の五ページを見ていただきますと、歳入をあらわしておりますけれども、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、目三衛生費国庫補助金でございます。補正額は五百万七千円でございます。これが今申しました国の補助金分でございます。二分の一でございます。それから次に、款十四県支出金、項二県補助金、目三衛生費県補助金でございます。二百五十万三千円でございます。これは総体の四分の一の補助分でございます。差し引き足りない分につきましては、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金の中で節一繰越金千三百三十八万五千円、こちらを前年度繰越金で充たさせていただきました。歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

三番 木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） ちよつとインフルエンザワクチンの御説明があつたことに関して御質問をさせていただきますと存じます。

今回、補正で町の持ち出しもあるということを御説明がありましたが、その一方でちよつと聞き及びましたところ、大垣市では妊婦さん、子供さんの全額助成というのが決定されたと聞き及んでおります。また、安八、神戸、輪之内町に続きまして一回千五百円というふうで決定され、差額の助成ということが決定されたと聞き及んでおりますが、垂井町では先ほどの御説明で、対象者

は生活保護世帯の方でありますとかの対象者だけの対応というふうに御説明があったかと今理解しておるんですが、この補正で上がらなかつただけで、十二月等で今後そういった全額助成等は考えられておるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の御質問に答えますが、新聞報道等にありますが、周辺の市町では助成制度を取り入れているところが多くなってきております。そのことも踏まえまして、十二月定例会につきましては、町としまして対象の方に助成をしていきたいというふうに今のところは検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございます。

今、十二月議会というふうで私も質問の方でさせていただいたんですが、接種がもう一部では始まっておることと、ちょっと遅いんではないかなあとという格好がありますんで、打ってしまった方に対しての対応ということかも今後考えていかなければならないと思いますので、その部分の対応を含めてどういった助成の形をとられるのかということを再度御質問させていただきたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

十二月検討中ということでお話をさせていただきましたけれども、当然十二月議会のときには、来月の四日から、一歳から小学校三年生までの方の接種が始まります。また、基礎疾患を有する方につきましてももう接種が始まっておりますので、具体的な措置ということになりますと、償還払いということになるかと思ひますので、償還払いの方法ですと、通常考えられますのは領収書、あるいは医師の方で各医療機関が接種済み証明書というのを発行するということをお聞きしております。そのようなもので対応できるのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七十号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第五号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま丹羽豊次君から、垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてが提出されました。

お諮りいたします。

垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題にいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休憩いたします。再開は十時五分といたします。(午前九時四十八分)

議長(衣斐弘修君) 再開いたします。(午前十時六分)

追加日程 議会議案第二号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長(衣斐弘修君) 議会議案第二号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。朗読を省略し、提案者の説明を求めます。十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番(丹羽豊次君) ただいま議題となりました議会議案第二号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

について提案説明を申し上げます。

我が国は、現在、百年に一度と言われている世界的な金融危機の影響を大きく受けており、景気は後退し、企業収益も落ち込み、民間においては給与カットや、この冬のボーナスの減額、雇用状況におきましても完全失業率が高い水準で推移しているなど、依然として厳しい状況が続いております。

先日、新聞によりますと失業者は十二月毎月ふえているというところで、九月におきましては失業者が三百六十三万人、また昨年の暮れより百万人以上の増加という形で、まだこの状況は続くというような形で新聞にも報道されております。そのような中でございますので、国家公務員の給与につきましても八月十一日の人事院勧告のとおり改定を行うことが閣議決定されておりますし、本町も町長を初め、職員等につきましても期末手当や俸給月額等について引き下げを行うための条例の一部改正議案が今臨時会に提案されまして、先ほど可決となっております。そのような状況にあるため、本町議会議員といたしましても、期末手当についても人事院勧告の趣旨を踏まえて、支給割合を六月におきましては二・一二五カ月から一・九五カ月へ、また十二月期におきましては二・三二五カ月から二・二カ月へ引き下げるため、本条例の一部改正を行うものであり、また十二月期支給の基準日である十二月一日までに改正する必要があるため、今臨時会に本議案を提出するものであります。

内容につきましては、お手元の議案のとおりでございますので、御審議の上、良識ある議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） ただいま提案されました議案につきまして、九月の議会全員協議会において、議員の期末手当については現状のままというふうに決まりました。これは一人ずつの意見を聞きまして、最終的には採決も踏まえての決定でありました。今回の提案は、その議会全員協議会の議決に反するものを出されたのでありますが、提案者にお聞きします。議会全員協議会の決議、いわゆる民主主義の原点である多数決の原理については、どういふふうに思っておられるか。

それから、議長にもお聞きしたいんですが、これはできなければいいですが、議会全員協議会の座長でもある議長は、この提案についてどのように思われるか。いわゆる議会全員協議会の結論に反する提案をされた。これについて議長はどういふふうに思っておられるかお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 六番議員にお答えさせていただきます。

九月の議会の全協でそんな話がありました。それから三カ月ほど進んでおります。そういう中で、先ほど申しましたように県下の状況、また県職員もそうでございますが、給料の減額、また日航等につきましてはボーナスカットというような形で大きく

報道されている状況でございます。経済情勢が刻々と変わっております。そんな中で、我々といたしましても、やはりほかの公務員と同じような形で人事院勧告を守るべきだと思っております。提案をさせていただいたことです。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 私が聞きましたのは、議会全員協議会の決議に対して、なぜ違うことを出されたのかということをお聞きしたいです。

議長、その辺をきちんと答えさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。先ほど申しましたように、経済状況が刻々と変わってきておる。各付近の町村におきまして、この人事院勧告を守られてきておるといふような状況下の中で、垂井町だけのほんとしていような状況ではいけないと、このように思っておる。今回提案させていただきます。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第二号垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第八回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午前十時十五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 藤埴理

議員 吉野誠